

狭山高校いじめ防止基本方針

平成30年4月
大阪府立狭山高等学校

目 次

はじめに	1
I いじめ防止等のための基本的な考え方	2
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめ防止等に関する措置	3
II いじめの防止に向けて	4
1 いじめ防止等のための組織	4
2 年間計画	4
3 取組状況の把握と検証（P D C A）	5
4 いじめの防止措置及び発生時の対応	6
5 ネット上のいじめへの対応	8
III 重大事態への対処	9
1 重大事態の意味について	9
2 重大事態の報告	9
3 調査の主体と組織	9
4 調査結果の報告及び提供	10
IV 関連資料	10

はじめに

大阪府立狭山高等学校では、これまでも、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、「学校いじめ防止基本指針」を策定、いじめ対策委員会を設置して、学校全体として様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

今般、平成26年4月に「いじめ防止対策推進法」に基づき定められた国の基本方針が、平成29年3月に改定されたことから、大阪府においても「大阪府いじめ防止基本方針」の改定が行われ、いじめ防止対策推進法をふまえて、学校の設置者である教育委員会や学校法人等及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定められました。

こうした府の改定を受け、本校でも基本方針の見直しを行いました。今回の改定では、教職員がいじめの問題を抱え込まず、いじめ予防や早期発見等の取組を学校が組織として一貫して行うべきであることを明確にすることで、いじめが生じた時の学校の対応をあらかじめ示し、生徒はもちろんその保護者にも、安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止にも役立てることとしました。さらには、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、その支援につながる取組も進めることとしています。また、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うこととし、校種間や学校と保護者の連携を密にするとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導も組織的に行っていきます。

狭山高校の「いじめ防止基本方針」の策定とその実施によって、ともに学びともに育つ大阪の教育において、いじめの芽を未然に摘み取り、狭山高校での学校生活が安心安全に過ごせるようにします。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であるため、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要となる。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが重要である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く取り組むことが必要となる。

(3) 地域社会全体で取り組む

いうまでもなく、いじめは学校だけの問題ではない。いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があり、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様が想定され、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もありうる。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

意図せずに被害生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能ではあるが、こうした場合も、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があり、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要となる。

3 いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが必要である。

しかし、未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難であるため、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点からも重要である。そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要となる。また、子供たちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状

況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておく必要がある。

Ⅱ いじめの防止に向けて

1 いじめ防止等のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

教頭、首席、生徒指導主事、教育相談委員長、人権教育委員長、学年主任、学年生指、当該担任、養護教諭、支援教育コーディネーター

(3) 役割

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）。

2 年間計画

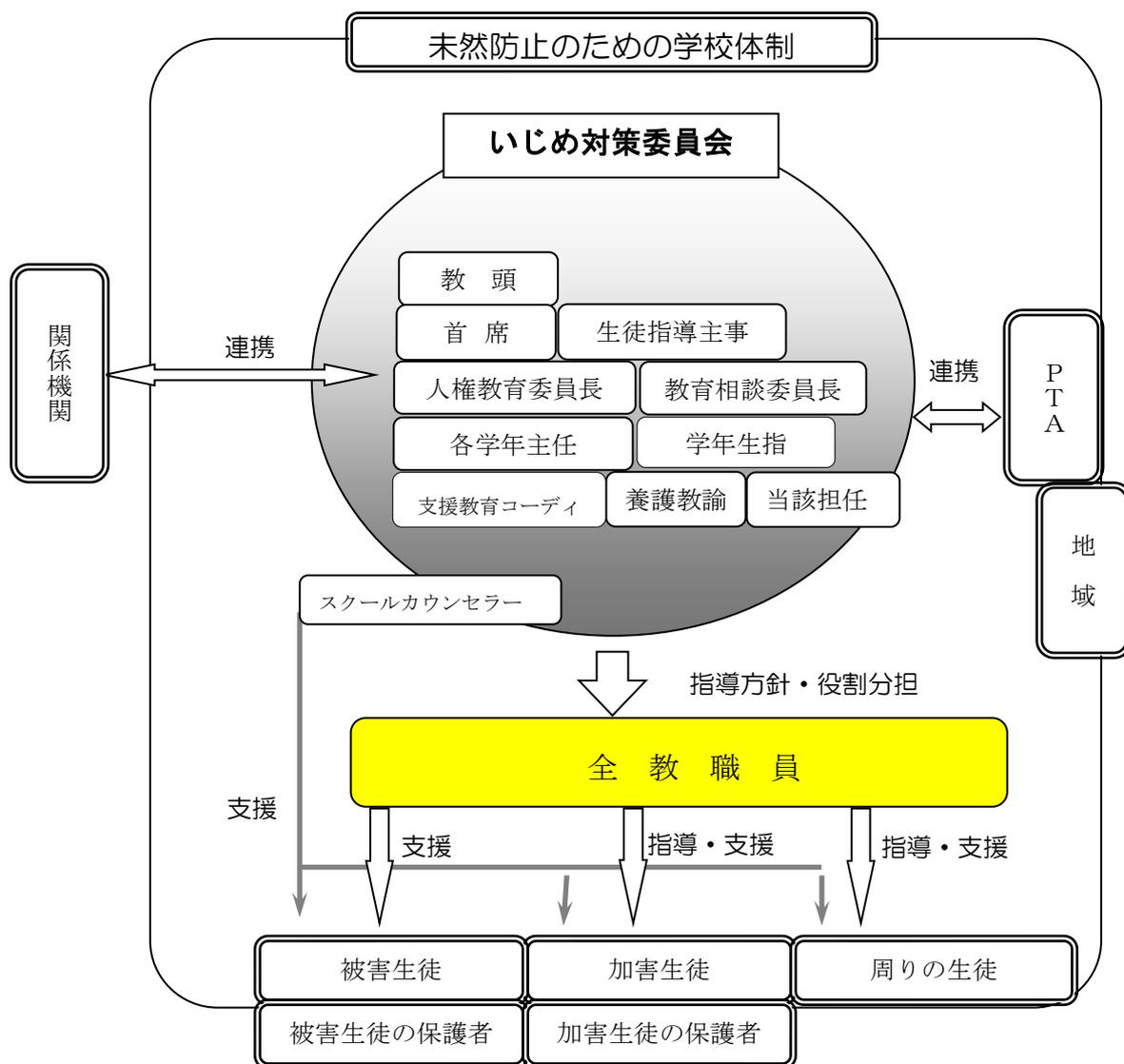
本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

狭山高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進） アンケート回収箱の設置 第2回委員会（進捗確認）
5月	高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	人権HR（いじめを考える）	人権HR（いじめをなくすために）	
6月		校外学習	校外学習	
7月	校外学習	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 人権研修	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 人権研修	
	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	
	職場体験（社会性の育成）	インターンシップ（社会性の育成）	HR（ストレス・コントロールを学ぶ）	
9月	個人面談 文化祭	個人面談 文化祭	個人面談 文化祭	
10月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	上半期のいじめ状況調査
11月				第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
12月				アンケート回収箱の設置
1月				第4回委員会（年間の取組みの検証）
2月				
3月				

3 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、各学期の終わりなど、年3回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

(狭山高校いじめ対策体制図)



4 いじめの防止措置及び発生時の対応

(1) いじめの未然防止

ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていく。

とりわけ学校では、生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく。

(2) いじめの早期発見

ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。小さな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持つことで発見を容易にする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難なため、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する体制を作る。

(3) いじめへの対処

ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である。

関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる生徒に対して事実関係の確認を行う。

「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、学校の設置者や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応する。

イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。停学などの懲戒も含め、いじめた生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える。この際、大切なことはいじめた生徒の保護者との連携である。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切となる。

いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、被害者の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な場合がある。

いじめた生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していく必要がある。また、場合に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動を変容させる指導を行う。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団ひとりひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ・ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ・ 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

いじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないように対策を講じることが必要であり、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

【重大事態の意味】

学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合がある。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある。
 - (例)・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある。

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要となる。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育庁に報告を行う（教育庁はただちに知事に報告する）。

3 調査の主体と組織

府教育庁は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。府教育庁は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(2) 教育庁が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、府教育庁内に設置された附属機関「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」が調査を行う。

4 調査結果の報告及び提供

学校又は教育庁は、知事に報告すると同時に、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。知事は場合によっては再調査を行う。

IV 関連資料

- ◇ いじめ防止対策推進法（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- ◇ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/fieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf
- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/fieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf
- ◇ いじめ防止指針（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimebousisisin.html>
- ◇ いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ いじめ対応プログラム実践事例集（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>